

# JIS

## 電子機器用可変抵抗器－第3部： 品種別通則：回転形精密級可変抵抗器

JIS C 5260-3 : 2025  
(IEC 60393-3 : 2023 + COR1 : 2025)

(JSA)

令和7年8月20日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	石 井 紀 彦	日本放送協会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	渋 谷 隆	株式会社白山
	諏 訪 正 樹	KOA 株式会社
	内 藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	藤 井 哲 郎	東京都市大学名誉教授
	松 井 隆	日本電信電話株式会社
	山 崎 浩 史	総務省国際戦略局
	山 田 誠	大阪公立大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.9.20 改正：令和 7.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒100-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 推奨特性	2
4.1 一般事項	2
4.2 形状及び寸法	2
4.3 推奨耐候性カテゴリ	4
4.4 抵抗変化特性	4
4.5 公称全抵抗値	4
4.6 公称全抵抗値の許容差	4
4.7 定格電力	4
4.8 素子最高電圧（最高使用電圧）	5
4.9 絶縁電圧	6
4.10 分解能（適用する場合）	6
5 試験及び試験の厳しさ	6
5.1 一般事項	6
5.2 取付け	6
5.3 乾燥	6
5.4 振動	6
5.5 バンプ	6
5.6 衝撃	7
5.7 はんだ付け性	7
5.8 直線性	7
5.9 有効操作角度	7
5.10 ディザ	8
6 推奨特性	8
6.1 一般事項	8
6.2 抵抗温度係数	8
6.3 抵抗値又は出力電圧比変化の限界	9
6.4 絶縁抵抗値の限界	9
6.5 抵抗変化特性の限界	9
6.6 はんだ付け性	10
7 表示、包装及び発注情報	10
7.1 一般事項	10

	ページ
7.2 可変抵抗器本体への表示 .....	10
7.3 包装の表示 .....	10
7.4 追加表示 .....	10
7.5 発注情報 .....	10
8 個別規格 .....	11
8.1 一般事項 .....	11
8.2 個別規格に規定する事項 .....	11
8.3 定格及び特性 .....	11
8.4 追加情報 .....	12
9 品質評価手順 .....	12
9.1 一般事項 .....	12
9.2 定義 .....	12
9.3 評価水準 EZ .....	12
10 品質認証 .....	12
10.1 一般事項 .....	12
10.2 定数抜取手順に基づく品質認証 .....	12
10.3 試験 .....	13
11 品質確認検査 .....	24
11.1 検査ロットの構成 .....	24
11.2 試験計画 .....	24
11.3 評価水準 .....	24
11.4 長期保管後の出荷 .....	26
附属書 A (規定) 文字記号及び略語 .....	27
参考文献 .....	29
解 説 .....	30

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 5260-3:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 5260** 規格群 (電子機器用可変抵抗器) は、次に示す部で構成する。

**JIS C 5260-1** 第 1 部：品目別通則

**JIS C 5260-2** 第 2 部：品種別通則：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器

**JIS C 5260-2-1** 第 2 部：ブランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準 E

**JIS C 5260-2-2** 第 2 部：ブランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準 F

**JIS C 5260-3** 第 3 部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器

**JIS C 5260-3-1** 第 3 部：ブランク個別規格：回転形精密級可変抵抗器 評価水準 E

**JIS C 5260-4** 第 4 部：品種別通則：単回転電力形可変抵抗器

**JIS C 5260-4-1** 第 4 部：ブランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準 E

**JIS C 5260-4-2** 第 4 部：ブランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準 F

**JIS C 5260-5** 第 5 部：品種別通則：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器

**JIS C 5260-5-1** 第 5 部：ブランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準 E

**JIS C 5260-5-2** 第 5 部：ブランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準 F

白 紙

# 電子機器用可変抵抗器—第3部：品種別通則： 回転形精密級可変抵抗器

## Potentiometers for use in electronic equipment— Part 3: Sectional specification: Rotary precision potentiometers

### 序文

この規格は、2023年に第3版として発行された **IEC 60393-3** 及び 2025年に発行された Corrigendum 1 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、Corrigendum 1 については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、電子機器に用いる回転形精密級可変抵抗器について規定する。

この規格は、この品種の可変抵抗器に対して、推奨定格及び推奨特性を規定すること、**JIS C 5260-1** から適切な品質評価手順、試験及び測定方法を規定すること、一般的要求性能を規定することを目的とする。

この規格は、最小限の要求事項及び試験の厳しさを規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60393-3:2023**, Potentiometers for use in electronic equipment—Part 3: Sectional specification: Rotary precision potentiometers + Corrigendum 1:2025 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 5005-2:2010** 品質評価システム—第2部：電子部品及び電子パッケージのための抜取検査方式の選択及び活用（統計的工程品質限界の評価手順）

**注記** 対応国際規格における引用規格：**IEC 61193-2:2007**, Quality assessment systems—Part 2: Selection and use of sampling plans for inspection of electronic components and packages

**JIS C 5260-1:2014** 電子機器用可変抵抗器—第1部：品目別通則